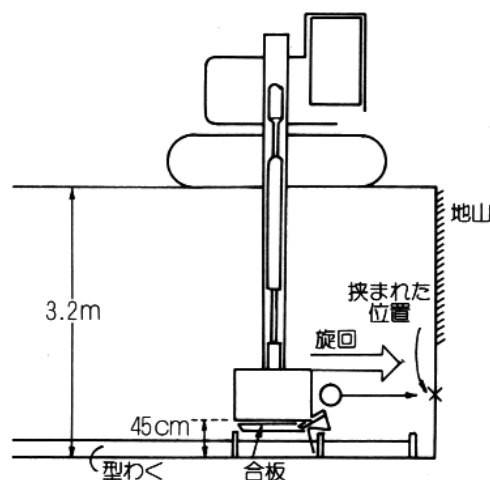


ドラグ・ショベルの運転手の衣服が旋回レバーに引っかかり、アームが突然旋回

この災害は、土砂崩れ災害の復旧工事現場において、ブロック積みのための基礎型わくに生コンクリートを打設していたときに発生したものである。

当日は、午前 10 時にコンクリートミキサー車が現場に到着したので、生コンクリートの打設作業を開始した。

生コンクリートの打設作業の手順は次のとおりである。



- (1) コンクリートミキサー車よりドラグ・ショベル(機体重量 18.9 トン)のバケット(容量 0.7m³)に生コンクリートを入れ、打設箇所へ運搬する。
- (2) 被災者がバケットの先端部のすき間から生コンクリートがこぼれ落ちるのを合板(1.8m×0.4m)でふさぎ、作業車 2 名がバケットから型わく内へかき落とす。

当初、生コンクリートをドラグ・ショベルのバケットから直接、型わく内へ落とす予定であったが、生コンクリートがうまく落ちなかったため、作業者がスコップでバケットから型わく内へかき落とすことになった。

1 スパン(1.2m)の打設作業を終え、バケットを移動させて隣の 2 スパン目の打設作業を開始した。

午前 10 時 10 分ごろ、ドラグ・ショベルの運転手が打設の作業状況を確認するため、運転室内において立ち上がって確認後、運転席へ座ったところ、着用していたヤッケのすそが旋回レバーに引っかかっていたため、レバーが手前に引っ張られ、ドラグ・ショベルのアームが左へ旋回した。

このため、バケットの先端部のすき間を合板でふさいでいた被災者にバケットが激突し、被災者はそのまま地山ののり面とバケットの間に挟まれ死亡した。

災害発生の原因としては、ドラグ・ショベルの作業装置の可動範囲内に作業者を立ち入らせて作業を行わせる際に、誘導者を配置し、誘導させなかったため、運転手自ら作業状況を確認する必要がある、運転席から立ち上がることでなくなってしまったこと、が挙げられる。

同種災害を防止するためには、次の対策を徹底する必要がある。

- 1 生コンクリートの打設作業には、コンクリートポンプ車などを使用するこ

とにより、ドラグ・ショベルの作業装置の可動範囲内に作業者を立ち入らせることのない作業方法を採用すること。

- 2 やむを得ずドラグ・ショベルの作業装置の可動範囲内に作業者を立ち入らせる場合は、誘導者を配置し、誘導させること。

その際に、一定の合図を定め、誘導者に当該合図を行わせること。

- 3 ドラグ・ショベルを用いて作業を行う場合には、事前に作業方法等についての作業計画を立てること。

- 4 運転手が着用する衣服は、すそ等が操作レバーに引っかからないものとする。